⑹　Contact point for tendar documentation : Administration Division, Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastracture, Transport, and Tourism, 2―1―2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8918 TEL ＋81―3―5253―8111 Ext. 23―153

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
代表取締役副社長
事業創造本部長　新井　良亮
東京工事事務所長　栗田　敏寿

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大塚駅南口ビル（仮称）新築

⑶　工事場所　東京都豊島区南大塚三丁目33番１号

⑷　工事概要　地上／鉄骨造　地下／鉄骨鉄筋コンクリート造、地上12階　地下１階建、延床面積約23,140㎡　詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　平成25年11月30日まで

⑹　使用する主要な資材　コンクリート約9,400㎥、鉄骨約4,600t、鉄筋約1,100t、板ガラス約2,000㎡

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑻　本工事は、契約締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑼　本工事は、既設の線路及び駅舎に近接する工事である。鉄道事業法に定められた鉄道施設の変更（擁壁新設）や営業線軌道直下へのアースアンカー打設を含む軌道近接位置での掘削土留工の施工を要する工事であり、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接区分影響範囲の制限範囲Ⅲ「要対策範囲」の対象となる軌道変状のおそれを伴う工事である。

⑽　営業線、列車運行の安全確保はもとより、工事期間中は、南北自由通路への旅客通路機能を工事エリア内に維持し続ける必要があり、旅客通路の切替え等を伴うため、旅客の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）に十分配慮し、また、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、請負者の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。

⑾　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。

⑿　本工事に関係するテナント工事等は別途発注とする。これらの各工事担当者と連絡調整をとり本工事を進めること。

2　発注者

⑴　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツの５者が、共同して発注を行う。

⑵　本工事の工事請負契約の締結は、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所、東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部、株式会社ジェイアール東日本ビルディング、株式会社アトレ及び株式会社ジェイアール東日本スポーツが連名で共同して行う。

⑶　本工事の入札手続は、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所が発注者を代表して行う。

3　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成８年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当工事事務所が認める外国での施工実績を含む。

①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）、イ）及びウ）の全ての施工実績を有すること。

ア）階数地上10階以上、地下１階以上及び延床面積20,000㎡以上の各条件をすべて満たす複合ビルもしくは事務所ビルの新築工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）

イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事

ウ）軌道内又は鉄道営業線近接工事での掘削土留工を含む工事

ただし、上記ア）、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。

②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積10,000㎡以上の複合ビルもしくは事務所ビルの新築工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）の施工実績を有すること。

⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。それに加えて、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。

①　監理技術者　平成８年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　工事管理者１　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③　工事管理者２　平成８年度以降に、完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。なお、この工事管理者２の配置期間は、工事着手から掘削土留工が完了するまでの期間とする。

また、上記⑹②の工事管理者１が、平成８年度以降に、完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験を１年以上有する者である場合は、この工事管理者２は配置しなくてもよい。

④　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者１にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、工事管理者２については、入札参加者が上記⑹③を満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できない場合であって、上記⑹③と同等以上の者を必要な期間において確実に配置できる場合においては、その旨を確認することができる資料を求めた上で、直接的かつ恒常的な雇用関係にない者の配置を認めることがある。